

# 入 札 説 明 書

件 名

**仙台市図書館移動図書館車**

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 公告日 令和3年1月7日

## 2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

## 3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 仙台市図書館移動図書館車 1台
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和3年11月30日まで

## 4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。  
また、当該資格において営業種目を「**大型・特殊車**」で申請している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。

## 5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4(1)に

掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に於いて4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 一般競争入札参加申請書

(添付書類) なし

イ 提出期間：令和3年1月7日から令和3年1月22日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和3年1月22日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は令和3年2月2日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

## 6 令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、4(1)に掲げる令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和3年1月7日から令和3年1月15日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和3年1月15日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4(1)に掲げる令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の申請をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる入札参加申請書等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届(様式第10号)」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄

に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

## 7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。
  - ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）
  - イ 提出期間：5 (1)イに同じ。
  - ウ 提出場所：5 (1)ウに同じ。
  - エ 提出方法：5 (1)エに同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和3年2月2日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和3年2月25日 15時00分  
ただし、郵便による入札書の受領期限は令和3年2月24日とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市財政局財政部契約課入札室  
ただし、郵便による入札書の宛て先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。  
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金：免除
- (2)契約保証金：免除

## 10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争**

入札参加資格認定通知書（５の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
  - ア 件名（仙台市図書館移動図書館車）
  - イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き））
  - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
  - エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
  - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
  - カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあつては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、８(1)に示した日時に、８(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、８(1)に示した受領期限までに、８(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）

る)は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (18) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に係りのない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書(「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。)
- (4) 入札参加者本人の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)並びに入札者氏名(代理人の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 当該入札の辞退を表明している入札書(辞退届その他の書類を投函した場合も含む。)

(15) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

## 13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

## 14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

## 15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

## 16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないもの

とする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案，規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は，入札後，この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については，すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。



## 留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

### 1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書

### 2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの  
（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。  
写真付名刺、健康保険証は不可。）
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

# 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛て先) 仙 台 市 長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印

電 話 番 号

物品等又は特定

役務の名称 (件名)

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

連絡先 担当者氏名

電 話 番 号

E-mail :

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。



## 入札書

件名

---

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧  
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

---

年 月 日

(宛て先)

---

様

会社（商店）名

---

入札者氏名

印

---

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

# 入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を除いた金額

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

※支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○○



※支店長が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

# 入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

印

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

会社（商店）名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

# 委任状

年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は 年 月 日  
を代理人と定め、  
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する  
一切の権限を委任します。

記

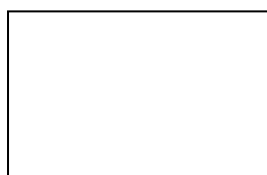
件名

---

---

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

# 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、令和〇〇年〇〇月〇〇日

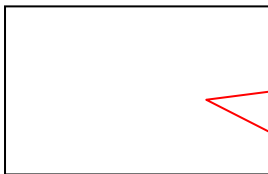
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。



# 売 買 契 約 書

1 物件の名称 .....

2 規格・数量 別記内訳書記載のとおり

3 契 約 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

4 契 約 保 証 金 免 除

5 納 入 場 所 .....

6 納 入 期 限 年 月 日

上記の物件について、仙台市を発注者、消費税及び地方消費税に係る  
〔課〕税業者.....を受注者とし、  
〔免〕

次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

年 月 日

発注者 住 所  
氏 名

印

受注者 住 所  
氏 名

印

## (総則)

- 第1条** 受注者は、発注者に対して頭書の物件を内訳書、仕様書及び図面に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の納入期限内に納入しなければならない。
- 2 受注者は、発注者から特に指示を受けたときは、頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 11 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (定義)

- 第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

## (納入の通知)

- 第2条** 受注者は、物件を納入したときは、直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。第1条第2項の規定により分納する場合も同様とする。

## (検査)

- 第3条** 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことによる異議を申し立てることはできない。
- 3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を適用する。

## (物件の引渡)

- 第4条** 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

## (一般的損害)

- 第5条** 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

## (受注者の請求による納入期限の延長)

- 第6条** 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることがで

きる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

**(契約代金の支払い等)**

**第7条** 受注者は、頭書の物件のすべてについて第4条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

**(契約変更及び中止等)**

**第8条** 発注者は、必要があるときは契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時中止し、若しくはこれを打切ることができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

**(契約不適合責任)**

**第9条** 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

**(発注者の任意解除権)**

**第10条** 発注者は、物件が納入されるまでの間は、次条又は第12条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

**(発注者の催告による解除権)**

**第11条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 納入期限内に物件を納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと認められるとき。

二 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

**(発注者の催告によらない解除権)**

**第12条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第23条の規定に違反してこの契約によって生ずる債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の物件を納入させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の物件の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、既納入部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当するとき。
  - イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
  - ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
  - ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
- 七 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 暴力団（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 受注者の代表役員等（要綱別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
  - ロ 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この号において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
  - ハ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
  - ニ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
  - ホ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
  - ヘ イからホに掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
  - ト イからヘに掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
  - チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

**（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第 13 条** 第 11 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**（暴力団等排除に係る報告義務）**

**第 14 条** 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この条において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

**（受注者の催告による解除権）**

**第 15 条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**（受注者の催告によらない解除権）**

**第 16 条** 受注者は、第 8 条の規定による契約内容の変更により契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき、直ちにこの契約を解除することができる。

**（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第 17 条** 第 15 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**（解除の効果）**

**第 18 条** 第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条又は第 16 条の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**（損害賠償の予定）**

**第 19 条** 受注者は、第 12 条第 6 号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

**（発注者の損害賠償請求等）**

**第 20 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 納入期限内に物件を納入することができないとき。
- 二 この物件に契約不適合があるとき。
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第 11 条又は第 12 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 物件の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注

者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号において、納入期限後に納入の見込のあるときは、発注者は、第1項の損害賠償に代えて、受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに、違約金を請求することができる。
- 6 前項の違約金は、契約金額（発注者が第1条第2項の規定により引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差引いた額）につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

#### （受注者の損害賠償請求等）

**第21条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第7条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### （契約不適合責任期間等）

**第22条** 発注者は、納入された物件に関し、第4条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 引き渡された物件の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### （権利義務の譲渡等の禁止）

第 23 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

**発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。**





# 仕 様 書

## 第 1 調達案件

### 1 件名

仙台市図書館移動図書館車

### 2 品名及び数量

移動図書館車(新車) 1台

### 3 納入期限

令和3年11月30日

### 4 納入場所及び物品保管場所

仙台市泉図書館内(仙台市泉区泉中央一丁目8番地の6)

### 5 物品使用者

仙台市図書館及び仙台市図書館が指名する者

## 第 2 総則

### 1 目的

固定館による図書館サービスの届きにくい遠隔地域等を対象に、移動図書館サービスを提供するための車両を本契約にて調達する。本仕様書は、調達する移動図書館車(以下「本車」という。)の一切に適用し、内容をすべて満たすこと。

### 2 製作の要件(概要)

- (1) 本車は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)その他各関係法令に適合し、製作及び艤装の内容は、関係法令、本仕様書並びに製作承認図に適合するものであること。また、本車の製作は、稼働後の修理時等における部品の互換性や長期間の使用に耐えられるよう十分に考慮して施工すること。
- (2) 本車は、トラックシャーシを艤装して製作することとする。

### 3 製作上の問題処理

- (1) 受注者は、仕様内容を十分に達成するため誠意を持って製作等を行い、仕様内容に疑義が生じた場合等は、その都度、速やかに発注者と慎重かつ十分な協議のうえで解決等を図ること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、第2総則3(1)と同様の扱いとする。
- (3) 仕様変更の必要がある場合は、事前に発注者の承認を受けること。

(4) 本車製作にあたり、工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者がこれらの問題を解決すること。

#### 4 製作上の注意

本車は、移動図書館車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

- (1) 各装置及びパーツの取り付けは、原則としてボルト締め付けとすること。なお、ボルト等は、ネジロック材を使用し、確実に締め付けること。
- (2) 車体全般にわたり、防水及び防錆、防腐措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材のつなぎ目は、すべてコーキング等を施すこと。なお、コーキング材等は、経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- (4) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。
- (6) 長期の使用に耐え得る堅牢なものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (7) 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。また、器具接触等により塗装剥離のおそれのあるフェンダー等の部分には、適切な保護対策を講じること。
- (8) 走行する際の物品使用者の疲労軽減措置を講じること。

#### 5 仕様打合せ、製作承認

- (1) 受注者は、本車の製作前に、製作上の細部(寸法・色・絵柄・文字等を含む)及び製作工程等について発注者と十分な仕様打合せを行い、内容を確認すること。なお、打合せの際は、発注者の意図を汲み取り、最善と思われる施工内容等を発注者へ提案すること。
- (2) 仕様打合せを実施した際は、発注者へ議事録を提出すること。なお、提出にあたっては、発注者の承認を得ること。
- (3) 仕様打合せを経て決定した事項について、受注者は、製作承認図及び製作工程表を発注者へ提出し、承認を得たうえで製作作業にあたること。また、承認後の製作承認図及び製作工程表に変更が生じる場合は、その事実が分かった時点で速やかに発注者へ説明するとともに、必要に応じて製作承認図及び作業工程表の内容を変更し、発注者の承認を得たうえで提出すること。なお、変更履歴も管理すること。

#### 6 事故防止

製作及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払うこと。万一事故が発生した場合は、速やかに発注者へ連絡するとともに、その事故等について一切の責任を負うこと。

#### 7 検査

- (1) 本車は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準その他関係法令に適合したもので、本市の行う各検査に合格したものを納入すること。なお、各検査に要する燃料及び労力、雑費については、受注者の負担とする。

- (2) 製作工程表に基づき、発注者立会いのもと、次の検査を行う。受注者は、あらかじめ発注者に通知すること。なお、発注者が行う各検査の前に、受注者において事前検査を行い、検査結果を発注者へ通知すること。
- ① 中間検査  
下塗り塗装の段階で、各部機能確認が可能な状態の時に、製作工場で行う。
  - ② 完成車検査  
本車登録前に、製作工場で行う。完成車検査は、仕様書・製作承認図に基づき、本車外観、各部性能、走行、各装置作動、装備品等について行う。
  - ③ 完了検査  
本車完成納入時に、納入場所で行う。
- (3) 完成車検査時に発注者からの手直し等の指摘事項を受けた場合、受注者は、完了検査日までに是正すること。
- (4) 検査の内容や日程等の詳細については、契約締結後、双方協議して決定することとする。

## 8 登録の代行等

- (1) 本車製作完了後における新規登録のための手続きは、受注者が代行し、東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。なお、ナンバープレートは、受注者の負担において図柄入りナンバープレート(仙台版、自家用カラー)を取り付けること。
- (2) 車庫証明書その他の新規登録に要する手続きは、第2総則8(1)と同様に代行すること。

## 9 登録等の費用

- (1) 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用は発注者負担とし、車庫証明書その他本車の新規登録に要する費用は、受注者がすべて負担すること。
- (2) 自動車リサイクル法に基づく自動車リサイクル料金は、発注者が負担するので受注者が立替え払いし、納車後に当該車両代金とは別に受注者へ請求すること。

## 10 その他費用負担

本車の運搬、搬入・撤去等に要する費用、本車艤装の設計、製作にかかる諸経費、取扱・技術指導に関する費用等、一切の経費は、特に明示のない限りすべて受注者が負担すること。

## 11 保証及び保守メンテナンス

### (1) 保証

本車の保証期間は、完了検査合格後1年とし、公表されたメーカー保証期間が1年より長期となる場合は、メーカーの指定する期間とする。なお、保証期間後であっても、設計・製作・材質不良等の瑕疵によって生じた問題については、受注者が無償で修復すること。

### (2) 保守メンテナンス

- ① 完了検査合格後1年間を無償の保守期間とする。
- ② 本車のメンテナンス(点検整備及び修理)は、仙台市内または仙台市内近郊で行うことを原

則とし、必要となる整備工場や技術員等の体制を整えること。また、その体制及び連絡先等について、発注者に書面で提出すること。

- ③ メンテナンス時の搬送は、受注者の責任で行うこと。なお、回送中であることを車両に明示したうえで、搬送すること。
- ④ 納入後、初回の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。
- ⑤ メンテナンスを実施した際は、書面にて速やかに発注者へ報告すること。

## 1.2 技術指導

納入後速やかに、発注者に対して、本車の取扱いや点検整備要領等の技術指導を行うこと。

### 1.3 提出書類

提出書類及び提出時期等については、下表のとおりとする。なお、書類は日本語で記載し、製作承認図書類や完成図書及び取扱説明書はA4判のファイルに一括綴じすること。

項番	提出書類名称	提出時期	部数	備考
1	着手届	契約締結後 14 日 以内	1 部	
2	担当者届		1 部	
3	責任者届		1 部	
4	全体工程表		1 部	発注者の承認後
5	艤装工程表	艤装開始前	2 部	発注者の承認後
製作承認図				
6	①艤装図面 (内外・書架・受付机等) ②電気配線図	艤装開始前	各 2 部	発注者の承認後
7	打合せ議事録	打合せ後, 7 日以内	1 部	発注者の承認後
完成図書				
8	①艤装図面 (内外・書架・受付机等) ②使用材料一覧表 ③電気配線図 ④装備品等一覧表 ⑤装備品等のカタログまたは写し(諸元明示) ⑥完成車の最少回転半径の走行軌道図 ⑦自動車検査証の写し	車両納入時	各 2 部	②④を①に含めることができることにする。そのときは、②④個別の提出は不要。  ④品目, 数量, メーカー, 製品名等を記載すること。
9	車両や各部の取扱説明書	車両納入時	3 部	1 部は車両内保管
10	写真 ①艤装工程写真 ②完成写真	車両納入時	各 2 部	①製作工程ごとに撮影。電子データも提出すること。
保守・メンテナンス等				
11	メンテナンス体制表	車両納入時	2 部	
12	完了届	車両納入時	1 部	別紙として納品物一覧を添付すること。

※図面はすべてA2判またはA3判とし、その他の書類は原則としてA4判とすること。

### 第3 仕様

#### 1 材質の規格

- (1) 材料及び部品は、特に指定するものを除き、日本工業規格(JIS)のものを使用すること。
- (2) 材料及び部品は、すべて新品とし、十分な強度があるものを使用すること。
- (3) 木材は、十分に乾燥したものを使用し、製作後、変形及びそり等のない、良質硬木を使用すること。
- (4) 外部に取り付けるネジ・ボルト・ナット類は、ステンレス製またはスチール製とすること。
- (5) プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。
- (6) ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (7) 潤滑油及び各種作動油は、各メーカーが指定するものを使用し、規定量入れておくこと。

#### 2 詳細な仕様等

詳細な仕様(寸法・色・絵柄・文字等)については、仕様打合せ時に別途協議することとする。

#### 3 主要諸元

- (1) エンジン 水冷サイクルのディーゼルエンジン(インタークーラーターボを含む)
- (2) 総排気量 5,000cc以上
- (3) 馬力 210馬力以上
- (4) 軸数 2軸
- (5) 駆動方式 後輪駆動
- (6) 変速装置 オートマチックトランスミッション
- (7) 制動装置 空気油圧複合式
- (8) ステアリング パワーステアリング
- (9) タイヤ 前方:片側1本, 後方:片側2本
- (10) 燃料タンク 最大容量 100ℓ以上
- (11) 寸法(艀装後)
  - ① 全長 7,500mm以内
  - ② 全幅 2,300mm以内
  - ③ 全高 2,900mm以内
  - ④ 室内高 1,800mm以内
  - ⑤ 床高 960mm以内
  - ⑥ 車両総重量 8,000kg以内
  - ⑦ 最小半径 6.5m以内

#### 4 車両(主に機関部分)

##### 4-1 基本要件

- (1) 道路運送車両の保安基準法令に適合すること。
- (2) 使用するシャーシは、平成28年ポストポスト新長期排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費

基準達成レベル以上の低燃費車であること。

- (3) 最大積載量が、4トン以上シャーシを使用すること。
- (4) トラックシャーシ組上バスとし、乗車定員5名とすること。ただし、車両製作及び積載冊数の仕様を満たすことができない場合は、発注者の承諾を得たうえで、乗車定員を4名とすることも可とする。
- (5) 納入車両は、本年製造の新品とし、修繕または部品調達が本市域内で容易に行えるものであること。

#### 4-2 変速装置

前進5段以上で、後進1段とする。

#### 4-3 制動装置及び安全装備

- (1) 主ブレーキには、ABS(アンチロックブレーキシステム)を装備すること。
- (2) 補助ブレーキとして、排気ブレーキを装備すること。排気ブレーキは、アクセルペダルに連動し、アクセルペダルを踏み込み中は、作動しない構造とすること。
- (3) 駐車ブレーキは、凶書等を積載したときの重量に耐え得る堅牢なものを装備すること。
- (4) 車線逸脱や車両のふらつきを検知するなど、接触事故を未然に防ぐ機能を有していること。ただし、艤装の都合上、機能を無効にする場合は、発注者の承認を得たうえでその措置を施すこと。

#### 4-4 ステアリング及びミラー

- (1) ステアリングポジションを上下に調節できる構造とすること。
- (2) アウターミラーは、運転席から遠隔操作によりステアの根本から格納できるものとすること。

#### 4-5 ステアリングホイール等の位置

- (1) ステアリングホイールの位置は、進行方向に向かって右側とすること。
- (2) シフトレバーの位置は、進行方向に向かって運転席の左側とすること。
- (3) ウィンカーレバーは、進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
- (4) ワイパーレバーは、進行方向に向かってステアリングホイールの左側とすること。
- (5) ペダル類は、進行方向に向かって右側からアクセルペダル、ブレーキペダルの順に配置し、操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
- (6) 運転者が進行方向に向かって右側に着座し、運転に支障のないよう計器及びレバー、その他機器類を適切に配置すること。

#### 4-6 タイヤ及びタイヤ用ホイール

- (1) サマータイヤ
  - ① サマータイヤはラジアルタイヤとし、アルミホイール付とすること。なお、タイヤはチューブレスとする。また、用途に応じたプライレーティングを確保すること。

- ② サマータイヤに装着できるタイヤチェーンを添納すること。
- (2) スタッドレスタイヤ  
スタッドレスタイヤは、アルミホイール付のものとし、用途に応じたプライレーティングを確保すること。
- (3) スペアタイヤ  
スペアタイヤを準備し、シャーシ下部に収納すること。

#### 4-7 燃料タンク

安全で容易に給油できる位置に取り付けること。

#### 4-8 エアコンディショナー等

- (1) 冷房装置  
シャーシメーカー標準仕様のものを使用すること。
- (2) 暖房装置  
シャーシメーカー標準仕様のものを使用すること。
- (3) 換気装置  
シャーシメーカー標準仕様のものを使用すること。

#### 4-9 バッテリー

- (1) 車両用は2台、巡回用は2～3台の2系統とし、点検を容易にするためにベアリングローラー付き引き出し式にすること。  
※巡回用バッテリーの用途  
車両用バッテリーへの緊急給電・インバーター接続・電装品接続・車内用LED照明接続・電動換気扇接続・クーラー・燃焼式ヒーター電源
- (2) オルタネーターは4～5台のバッテリーを同時に充電できる容量で60アンペア以上を有する物を取り付けること。
- (3) 車両用バッテリーが放電した時に巡回用バッテリーから緊急給電が可能な装置を取り付けること。

#### 4-10 インバーター

- (1) 巡回用系統にインバーター800wを取り付け、100v2 口式コンセントをカバー付きで1ヶ所、室内の運転席と右側受付机の間に設けること。
- (2) エンジン停止時においても交流電源を使用できるようにすること。

#### 4-11 カーナビゲーションシステム

- (1) AV一体型2DINナビで、HDD または SD 方式とする。
- (2) モニターサイズは7型以上で、TFTカラー液晶またはこれと同等の性能を有するものとする。
- (3) カラーモニターは、4-12に記述するバックアイカラーモニターを兼ねることができること。



- (4) 地図情報及び位置情報等の機能を有しているほかに、道路交通情報(VICS)対応のものとし、渋滞情報等を表示させることができること。なお、VICS受信に必要となるアンテナについても、適切な位置に取り付けること。
- (5) オーディオ機能を有しており、使用できる媒体は、CD・DVD・SD カードとすること。
- (6) 車両のダッシュボードに設置(内蔵)すること。
- (7) 納車時、地図情報は最新版にすること。

#### 4-12 バックアイカラーカメラ及びカラーモニター

- (1) バックアイカラーカメラ
  - ① 車体後部の最上部で、かつ、指定全高を越えない適切な位置に取り付けること。
  - ② 広視野タイプで撮影画素25万画素以上であること。また、オートシャッター機能を有すること。
  - ③ 取付及び配線の引込は、防水対策を適切に行うこと。
- (2) カラーモニター
  - ① 4-11カーナビゲーションシステムのカラーモニターを兼用して使用することとする。
  - ② 走行用のシフトレバーがRレンジに入ったとき(または、後方モニターをONにしたとき)に、自動でバックアイカラーカメラの映像をモニターに表示させることができること。
- (3) バックアイカラーカメラとカラーモニター(カーナビゲーションシステム)を専用の配線で適切に結線すること。

#### 4-13 ドライブレコーダー

- (1) 前方用として、車両フロントガラス内側の適切な位置にドライブレコーダーを設置すること。
- (2) 後方用として、車両後部内側の適切な位置にドライブレコーダーを設置すること。
- (3) 設置するドライブレコーダーは、一定期間の映像をSDカード等の電子媒体に記録することができるものとする。なお、必要となる電子媒体も添納すること。

#### 4-14 放送設備

- (1) アンプは、ダッシュボードパネル組み込み式の出力50w以上とし、CD・SDカードいずれかの方式のカーオーディオを取り付け、スイッチ付きマイクを添え付けること。なお、前述したカーナビゲーションシステムをアンプとして使用できる場合は、別途カーオーディオを取り付ける必要はない。
- (2) 車内・車外の放送を切り替えることができるスピーカー切替装置を取り付けること。
- (3) 外部スピーカーは、2機設置すること。設置場所は、車体前部の屋根中央部及び車体後部とし、各1機を設置すること。
- (4) 外部スピーカーは、車体埋め込み式とし、スピーカーの出力は50w以上のものとする。
- (5) 内部スピーカーは、3機設置すること。設置場所は、乗務員室天井部及び書架通路とし、乗務員室天井部に1機、書架通路の離れた場所に2機設置すること。
- (6) 内部スピーカーの出力は、10w以上のものとする。

#### 4-15 警告・警報装置

##### (1) 扉の閉じ忘れ防止

- ① 運転席扉及び助手席扉を除く全ての扉は、それぞれ閉じ忘れブザーを取り付けること。なお、エンジンスイッチ「ON」で赤色ランプ及びブザーによって、乗務員に知らせるものとする。
- ② スイッチの切り替えにより「ON・OFF」ができるものとする。
- ③ 運転席及び助手席扉の閉じ忘れ警告・警報は、シャーシメーカー標準仕様のものを使用すること。

##### (2) バックブザー(警報音)

シャーシメーカー標準仕様のものを使用すること。

##### (3) ヘッドライトの消し忘れ防止

シャーシメーカー標準仕様のものを使用すること。

#### 4-16 運転席回り

- (1) フロントガラスは、UVカットタイプとする。
- (2) 運転席は、運転者の疲労を軽減するためにエアサス(シャーシメーカーの調節機能付きのもの)シートとする。
- (3) 助手席、中間席はシャーシメーカー標準仕様のものを使用すること。中間席は背もたれが前方に倒れ、物置としても使える方式の椅子とすること。ただし、車両製作及び積載冊数の仕様を満たすことができない場合は、中間席を設けないことも可とする。
- (4) ドアは、車体前部左右に取り付けること。
- (5) 左側ドアには、セーフティウィンドを極力低く、大きく設けること。

#### 4-17 付帯装備及び付属品

- (1) シートベルトについては、運転席及び助手席は3点式とし、中間席及び受付兼用椅子並びに受付兼用椅子の補助椅子は2点式とする。
- (2) ワイパー及びミラー等は、該当車両の標準仕様とする。
- (3) 乗務員室と車内書架との間に取り外し可能な壁掛け式ベルトパーテーションで仕切りを設けること。
- (4) バンパーは、車両のシャーシメーカー標準仕様またはそれに準ずるものとする。後部は2分割として極力角を排した構造とし、地上から500mm以上の切り込みを入れ、登坂時における路面との接触防止を図ること。
- (5) 泥除ゴムは、前後輪タイヤハウスに取り付けること。
- (6) サンバイザーは、フロントガラスの内側に運転席用、助手席用としてそれぞれ1式ずつ取り付けること。
- (7) 受付机の上部にバス用大型電波時計を取り付けること。なお、取り付けは、走行等の衝撃で落下しないよう固定すること。
- (8) 車両用消火器、発煙筒、赤色信号灯、赤旗、三角停止板は、固定格納場所を設け、納品す

ること。

- (9) 工具類はシャーシメーカー標準仕様のものとする。
- (10) 車輪止めは木製の大型車用とし、2個納品すること。
- (11) フロアーマットは、運転席、助手席、中間席用はシャーシメーカー標準仕様のものとし、それ以外は、防塵用マットにすること。
- (12) ヘッドランプは、LED または HID ライトとすること。

## 5 車両（主に書架部分）

### 5-1 天井・屋根部・床

- (1) 屋根と天井内張りの間に良質の断熱材を充填すること。
- (2) 800mm×600mm程度でUVカット加工の採光窓を内架通路に2～3ヶ所取り付けすること。また、採光窓に合わせ、遮蔽可能なブラインドカーテンを取り付けること。なお、ブラインドカーテンは、巻取式のクリーム色とし、素材は防炎・断熱加工のものを使用すること。
- (3) 採光窓の中間に電動換気扇を1台取り付けすること。
- (4) 20W以上のLED照明を指定場所に5ヶ所取り付けすること。ただし受付机上部については、別スイッチにて点灯及び消灯ができるものを設置すること。なお、エンジン停止時においても点灯及び消灯ができること。
- (5) 床は、緑色ロンリウム仕上げとし防水、防塵を施すこと。
- (6) 側面昇降口及び後部昇降口部はアルミ鎊板で補強及びスベリ止めを施すこと。

### 5-2 扉

#### (1) 書架扉

- ① 車体両側に2扉ずつ計4扉、上下開閉書架扉を設けること。
- ② 上開き扉には固定窓を取り付け、窓ガラスは、UVカット加工をすること。
- ③ 上開き扉は、高圧ガス入りダンパーによる摺動式、かつ開放時強風による扉下降防止のためパイブロック式とすること。
- ④ 下開き扉は、アーム式リンク機構により90° 時ストッパーとなることとし、閉じ込み時に自動ロックして内側から手動にて開鍵できるものとする。また、内側には緑色ロンリウム張りとしてかつ堅牢な加工を施すこと。
- ⑤ 下開き扉は、左右とも地上から900mmのタイヤハウス上の高さに平行の開口とし、分割式とする。
- ⑥ 上下扉ともに、極力軽量で安全性に優れ、下開き扉にはビニールレザー製コーナープロテクター(コーナーパット)を施すとともに、車体との合わせ目は雨水・ほこり等の侵入を防ぐよう入念に施工すること。
- ⑦ 下開き扉間に使用するはめ込み式補助棚を、左右各1枚製作すること。
- ⑧ 書架扉には、かんぬきを各1個取り付けすること。

#### (2) 受付扉

- ① 車体両側に1扉ずつ計2扉、上下開閉の受付扉を設けること。

- ② 両側とも書架扉より高くすること。
  - ③ 受付扉は高圧ガス入りダンパーによる摺動式、かつ開放時強風による扉下降防止のためパイプロック式とすること。
  - ④ 受付扉には引き上げ式窓を取り付けて、扉を閉めた状態でも受付可能とすること。また、窓ガラスは、UVカット加工をすること。
  - ⑤ 受付扉に合わせてレール式カーテンを取り付けること。なお、カーテンの素材は、防炎・断熱加工のものを使用すること。
  - ⑥ 受付扉には、かんぬきを各1個取り付けること。
- (3) 側面昇降口
- ① 左側前輪後部に開折れ自動扉で、手動開閉可能な昇降口を設置すること。
  - ② 出入口ステップはスベリ止めを施したもので、車両前方側及び昇降口扉の内側には手すりを設けること。なお、このステップの高さは、車内から降りる一段目も含めて230mm程度の高さで均等とし、後部昇降口とほぼ同等の高さで統一すること。
  - ③ 出入口上部には、頭部保護のためにプロテクターを取り付けること。
  - ④ 扉の開閉スイッチは、運転室と右側受付机付近に設置すること。
  - ⑤ 扉のロックは、後方昇降口扉と同一メーカーで同一方式のものを使用すること。
- (4) 後部昇降口
- ① 後部に観音開き式扉の昇降口を設置すること。なお、開口時有効な高さとは幅は、可能な限り最大とすること。
  - ② 扉は、90°時ストッパーとなること。
  - ③ 扉は、全開時にも固定する構造とし、パイプロック式でゴム当てストッパー付きとすること。
  - ④ 扉には、車両後方が見えるように、かつ、前述したドライブレコーダーを設置(撮影)することを考慮したうえで、可能な限り最大のガラス面積をとること。なお、ガラスは、UVカット加工をすること。
  - ⑤ 内側左右へステップと平行に手すりを取り付けること。
  - ⑥ 昇降ステップは、引出式で幅900mmのアルミ鋳板張りとし、アーム部、踏み込み等、昇降時における強度を保ち、安全を確保できるものとする。
  - ⑦ 昇降ステップは、車内から降りる一段目も含めて230mm程度の高さで均等とし、側面昇降口とほぼ同等の高さで統一すること。
  - ⑧ 開口部内側上部には頭部保護のためのプロテクターを取り付けること。
  - ⑨ 扉のロックは、側面昇降口扉と同一メーカーで同一方式のものを使用すること。

### 5-3 書架

- (1) 積載できる資料の冊数は、3,500冊以上とし、さらに車内の利用可能なスペースを最大限活用し、可能な限り積載できる冊数を増やすこと。
- (2) 書架の製作にあたっては、製作図面を発注者に提出し、承認を得ること。
- (3) 木製の可動式棚または固定式棚とし、棚側面は資料が傷つかずに収納できるように平面とすること。

- (4) 棚の仕上げは、トノコ止めニス仕上げとすること。
- (5) 書架の取り付けにあつては、ボディアングルに固定すること。
- (6) 棚板の端部は丸みをもたせ外書架部は水平に、内書架部は10度程度の傾斜で書棚の背と図書の小口が密着すること。また内書架の端部には埋め込み式の滑り止めを取り付けること。
- (7) 片方の内書架の下部に燃焼式ヒーターダクト及びダクト口を設置すること。
- (8) 燃焼式ヒーター及びダクト口を設置しない片方の内書架の下部に収納用空間を設けること。  
なお、走行中、収納物が動かないよう固定ベルトを取り付けること。
- (9) 上記、内書架を設置しても後方にスペースが生じている場合は、左右後部の両方または片方に縦型のドア付物入れを取り付けること。
- (10) 外書架の高さは、女性や高齢者でも容易に資料を手にとることができる高さにする。
- (11) 図書を積載した状態で複数年使用しても大きなひずみや変形が生じないよう、必要な措置を講ずること。

#### 5-4 受付机

受付机の製作にあつては、製作図面を発注者に提出し、承認を得ること。

##### (1) 受付机 A

- ① 助手席後方に、受付扉に対して直角に設置すること。
- ② 材質は木製で幅 700mm×奥行き 500mm程度とし、幅300mm×奥行き 500mm程度の折りたたみ式補机を取り付けること。
- ③ 天板は表面化粧板仕上げとすること。
- ④ 高さは、720mm程度とすること。
- ⑤ 机の下は利用者から見えることなく、安全に物品を収納できるように施すこと。
- ⑥ 図書の受け渡しが容易に出来るように製作すること。

##### (2) 受付机 B

- ① 運転席後部に前向きに設置すること。
- ② 材質は木製で幅 1,000 mm×奥行き500mmの表面化粧板仕上げとすること。
- ③ 高さは、720mm程度とすること。
- ④ ストッパー付の引き出しを設置し、各種用紙や筆記用具等を収納できるようにすること。
- ⑤ 図書の受け渡しが容易に出来るように製作すること。

#### 5-5 受付兼用椅子

- (1) 運転席後部に受付兼用椅子を設置すること。
- (2) 運転席後部の受付兼用椅子には折りたたみ式補助椅子を設置すること。
- (3) 椅子の前のスペースを250mm以上設けて設置すること。
- (4) 受付兼用椅子は、受付机 B を使用して事務処理が行えるように製作すること。
- (5) 受付兼用椅子に付属する折りたたみ式補助椅子は、受付机 A を使用して事務処理を、受付机 B を使用して図書の受け渡しを行えるように製作すること。

## 5-6 エアコンディショナー等

### (1) 冷房装置

- ① 直結式クーラーを取り付けること。直結式クーラーは、6,000kcal/h以上性能が出るものとし、運転時には最大のカロリーが出るものとする。
- ② 書架内上部に風向調節可能なダクト口を右側上部に7～10ヶ所設けること。
- ③ 温度調整が可能であること。
- ④ シャーシメーカー純正品または同等以上の性能を有するものとする。
- ⑤ 使用するガスは代替フロンガスとすること。

### (2) 暖房装置

- ① 書架内に燃焼式ヒーターを取り付けること。
- ② 右側受付椅子下部に温風調整可能な吹出口1ヶ所と、書架下部に4～5ヶ所ダクト口を設けること。
- ③ 温度調整が可能であること。
- ④ シャーシメーカー純正品または同等以上の性能を有するものとする。
- ⑤ 使用する燃料は、軽油とすること。
- ⑥ エンジン停止時においても有効な能力を有すること。

### (3) 換気装置

- ① 外気を車内に導入し、送風する換気装置を取り付けること。なお、この換気装置は、外気を遮断し、車内の空気を循環する機能も併せて有すること。
- ② 換気装置は、上記の冷房及び暖房装置と併用できるエアコンミックスタイプとすること。

## 5-7 書架扉や昇降口の防水及び雨除け対策

- (1) 上下開き扉が開いた状態で、雨水が入らないように特殊雨樋を設置すること。車両後部の雨樋は、斜め下方向に延長すること。
- (2) 車両側面上部及び後部昇降口上部に手動巻き取り式の幌を取り付けること(ハンドルも付属)。
- (3) 側面上部に取り付ける幌は、上開き扉が開扉した状態でも、利用者に雨水がかからない程度の大きさのものとする。
- (4) 後部昇降口上部に取り付ける幌は、昇降口を開扉した状態でも、利用者に雨水がかからない程度の大きさのものとする。
- (5) 幌には、横から雨水が入り込まないよう脱着可能な雨避けシートを取り付けること。この雨避けシートの脱着は簡便容易なもので、各幌の両横側に取り付けることができるものとする。また、風によるめくれを防止するために固定用の重り(または、固定用器具)を添納すること。

## 6 塗装, 文字, 絵柄等

### 6-1 素地調整

- (1) 塗装, シーリング, 文字記入等を実施する前には、油分の汚れを取り除く等の下地の調整を十分に行うこと。

- (2) 金属については、錆等の腐食部分を除去すること。
- (3) 溶接部分については、残かすその他焼けた塗料等を除去すること。
- (4) パテを使用する部分は、素地調整を十分に行い、専用の接着剤を用いて接着すること。
- (5) コーキング及びシーリング等を行う場合は、素地調整を十分に行い、剥離等を起こさないようにすること。
- (6) 長期間の使用に耐えられるよう、素地調整を十分に行うこと。

## 6-2 車両内部

防錆処理を施した後に明るいクリーム色に仕上げること。

## 6-3 車両外部

### (1) デザイン

以下の要件でデザイン案を3つ以上作成し、発注者へ提案すること。その提案を受けて、デザインは発注者が決定する。

#### 【デザイン要件】

(要件1) 「利用者に愛着をもってもらえる移動図書館」をコンセプトにデザインすること。公共の移動図書館車両という概念を損なわず、かつ比較的距離が遠いところから見ても目に留まるカラーリングでデザインすること。

(要件2) 次回巡回日(「次の巡回日は□月□日□曜日です」)の表示デザインを取り入れること。なお、表示は月や曜日等の文字板を入れ替えて使用するため、容易に入替作業ができるよう配慮し、車両左側及び後方扉内側に表示させること。

(要件3) 市章を取り入れること。

### (2) 塗装要領

- ① 発注者が決定したデザインに基づき、塗装を施すこと。
- ② 防錆処理を施した後、焼き付け塗装で2回以上の上塗りで仕上げ、フッ素被膜加工を施すこと(次の③部分は除く)。
- ③ シャーシの下回り・各ドア内側・フェンダー内側・タイヤハウス内部については、特殊防錆塗装(ジーバート塗装)とすること。
- ④ パテを使用する部分は、パテが十分に乾燥してから塗装を行うこと。

### (3) 文字

- ① 発注者が決定したデザインに基づき、指定色・指定字体で製作した粘着シールを貼ること。
- ② 粘着シールの素材は、剥がした跡が残らないものを使用すること。

### (4) 市章

発注者が決定したデザインに基づき、アクリル製で作成すること。

### (5) 巡回表示板

- ① 発注者が決定したデザインに基づき、文字表示が出来るよう取り付けること。
- ② 巡回表示文字板は、月数板、日数板、曜日板をそれぞれ2式、格納木箱付きで納品す

ること。

## 7 参考図

製作の参考とするため、次の図を添付する。なお、この参考図も本仕様書と同等の取扱いとする。

### (1) 参考図1

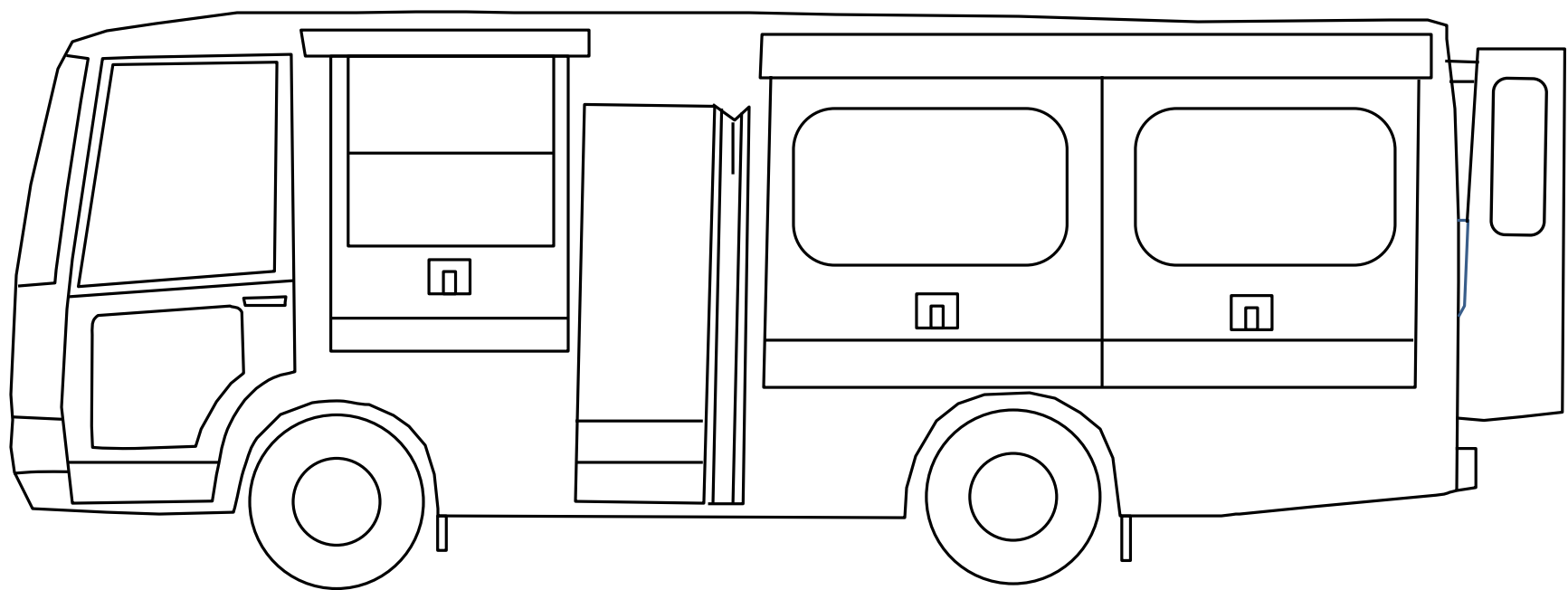
扉(昇降口扉や書架扉を含む)や車両内・外装(天井, 窓)等

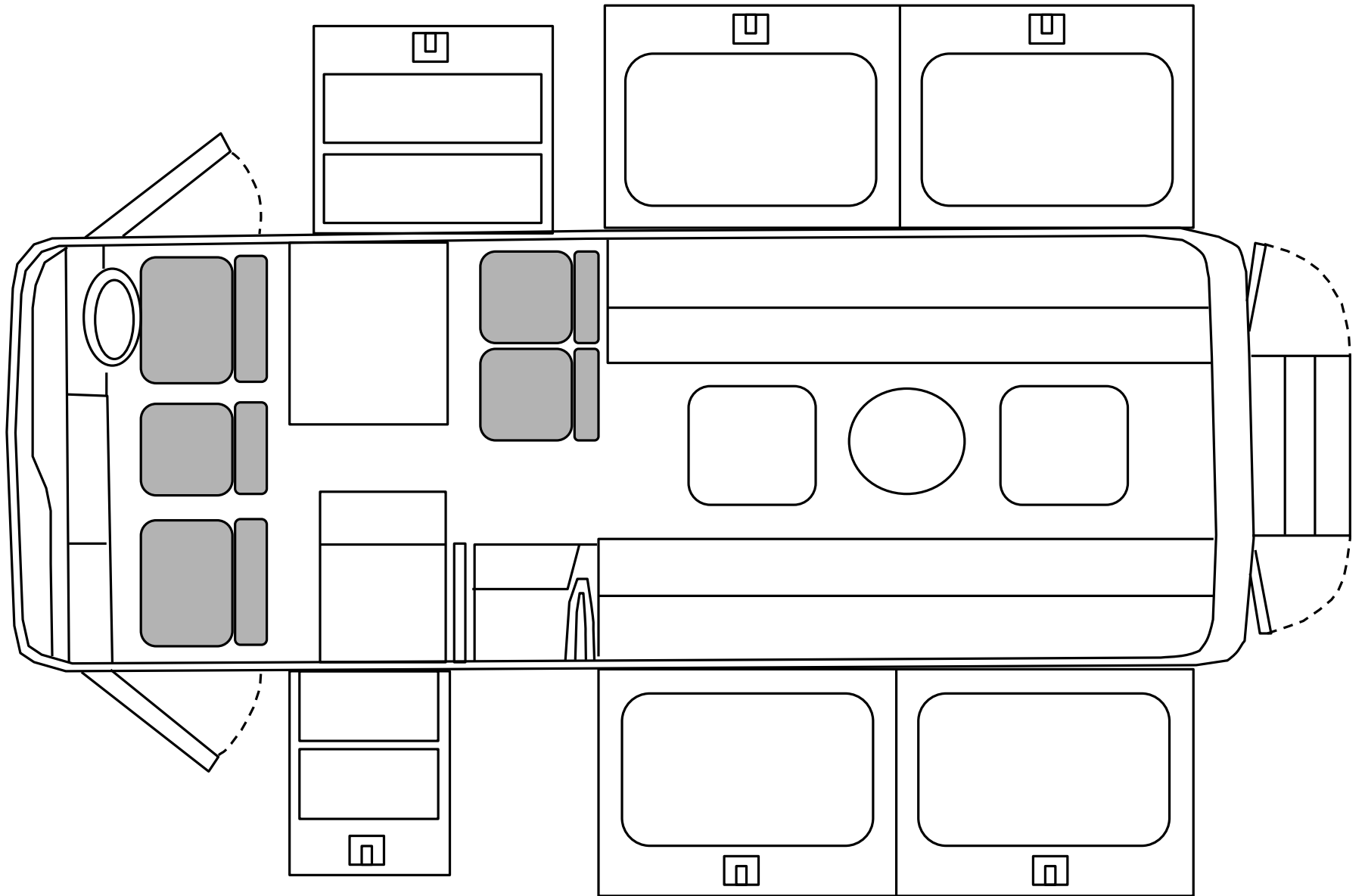
### (2) 参考図2

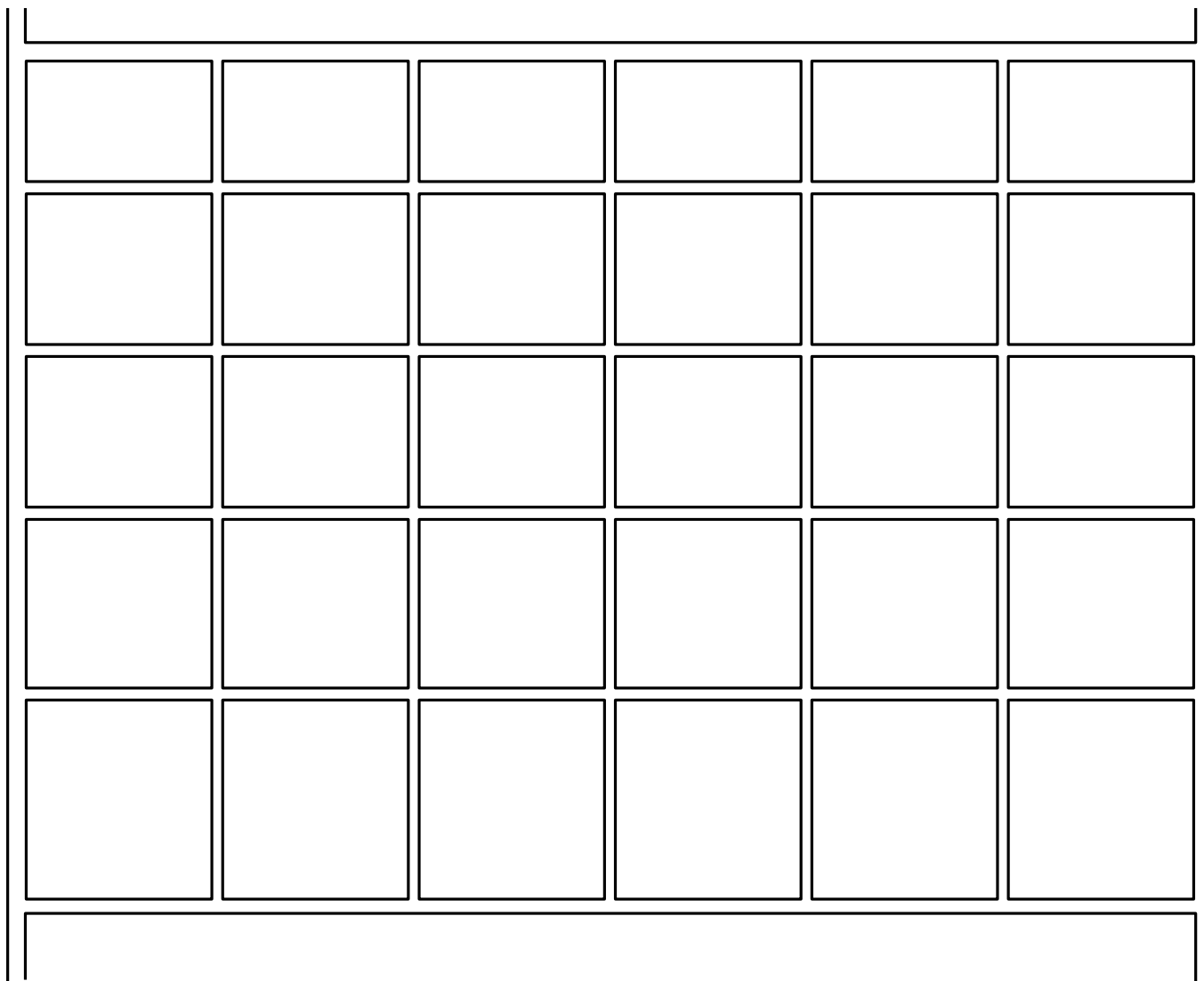
書架



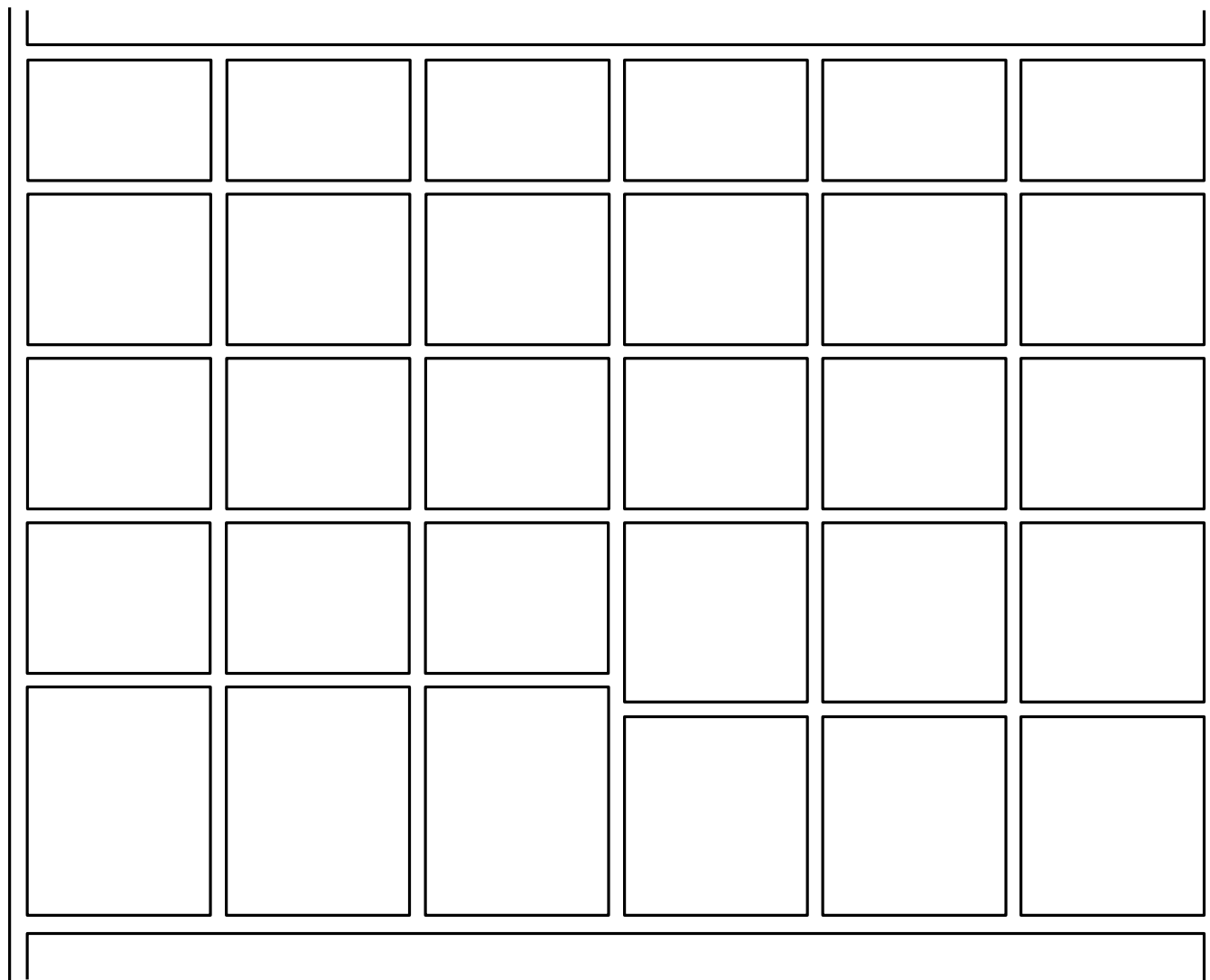
参考图1







## 右側内書架



- ・書架は左右とも可能な限り有効活用を図り、片側に2つの書架を設置すること。
- ・書架の幅は、1つの書架を3等分したものとす。
- ・棚上部も安全性を考慮したうえで有効活用できる場合は、その方法を発注者へ提案すること。
- ・棚下部の支えは、本を配架したことによって変形することのないよう、十分な強度を保つこと。